

## 役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について

学校法人成城学園は、令和 7 (2025) 年 6 月 19 日開催の理事会において、私立学校法第 100 条第 1 項に規定する役員及び評議員に対する報酬等の支給の基準について、以下に定めるとおりとすることを確認した。

### 学校法人成城学園役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和 2 年 4 月 1 日

制定

改正 令和 7 年 3 月 31 日 一部改正

#### (目的)

第 1 条 この規程は、学校法人成城学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第 57 条第 1 項に基づき、学校法人成城学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、寄附行為第 5 条第 1 項に定める役員をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人において勤務することが常態である者であり、かつ、兼務役員でない者をいう。
- (3) 兼務役員とは、役員のうち、この法人の教職員である者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員及び兼務役員を除く者をいう。
- (5) 評議員とは、寄附行為第 5 条第 2 項に定める評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、通勤手当、退任慰労金その他職務執行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

#### (報酬等の支給)

第 3 条 常勤役員に対して、報酬、通勤手当及び退任慰労金を支給する。

- 2 非常勤役員に対して、報酬を支給する。
- 3 兼務役員及び評議員に対して、報酬等を支給しない。

#### (報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 理事 別表(1)に定める額  
監事 別表(2)に定める額
  - (2) 通勤手当 申請された通勤経路（公共交通機関を利用し、自宅よりこの法人の事務所の所在地までの通勤経路で、最も経済的かつ合理的な経路及び方法による。）の実費
  - (3) 退任慰労金 別表(3)に定める算式により算出される額
- 2 非常勤役員に対する報酬の額は、別表(4)に定める額とする。
  - 3 月の途中における就任、退任又は解任の場合の報酬額の計算については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときはその前日に支給する。

(2) 通勤手当 6か月ごとの前払い支給を原則とし、毎年3月21日及び9月21日に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときはその前日に支給する。

(3) 退任慰労金 支給の時期は理事会において決定する。

2 非常勤役員に対する報酬は、毎月21日に支給する。ただし、支給日が休日又は土曜日に当たるときはその前日に支給する。

3 報酬等は、直接本人に対し、全額通貨をもって支払う。ただし、本人の同意を得て本人指定の口座への振り込みをもってこれに代えることができる。

4 前項の規定にかかわらず本人の公租公課等については、法令の定める範囲内で報酬等から控除する。

(費用)

第6条 役員が、職務執行に伴い国内又は国外に出張する場合は、学校法人成城学園国内出張旅費規則（適用区分A欄）及び外国出張旅費取扱要領（適用区分A欄）に基づき旅費を精算する。

2 前項のほか、役員が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、学校法人成城学園における諸規則に準じ当該費用を精算する。

(公表)

第7条 この法人は、この規程をもって、私立学校法（以下「法」という。）第100条第1項に定める報酬等の支給の基準について、法第107条第1項第3号に定めるこれを記載した書類として定め、法第151条第2号及び私立学校法施行規則第55条第2項に基づき、インターネットの利用により公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の承認を得て、理事長が行うものとする。

附 則

第1条 この規程は、令和2年4月1日より施行する。

第2条 次に掲げる規程は、令和2年4月1日に廃止する。

役員の報酬及び退任慰労金に関する規程（平成9年5月30日制定）

附 則

この規程は、令和7年4月1日より施行する。

別表(1)

級	報酬月額
1	989,000
2	1,094,000
3	1,198,000
4	1,320,000

5	1,425,000
6	1,512,000
7	1,652,000
8	1,774,000
9	1,896,000
10	2,036,000

別表(2)

級	報酬月額
1	200,000
2	240,000
3	280,000
4	320,000
5	360,000
6	400,000

別表(3)

## 常勤役員の退任慰労金算定式

報酬月額×在任年数に応じた係数（下表による）

※上記の算定式における在任年数は1年単位とし、1年未満の端数がある場合、その端数が6か月以上のものは、これを切り上げ1年とし、6か月未満のものは、これを切り捨てる。

年数	理事	監事
1	0.5	1.5
2	1.5	3.0
3	2.5	4.5
4	3.0	6.0
5	4.0	7.5
6	5.0	9.0
7	5.5	10.5
8	6.5	12.0
9	7.5	13.5
10	8.0	15.0
11	9.0	16.5
12	10.0	18.0

別表(4)

職名	報酬月額
非常勤理事	50,000
非常勤監事	50,000